

救急安心センター事業（#7119）検討業務 企画提案募集要領

1 事業目的

救急安心センター事業（共通の短縮ダイヤル「#7119」を使用し、原則 24 時間 365 日、医師、看護師、相談員等が住民に対して救急電話相談（緊急性の有無、応急手当の方法、受診手段等）および医療機関案内を行う事業）について、愛知県では、2017 年 1 月に「救急安心センター事業に関する検討会（以下、「検討会」という。）」を設置し、国の動向、他都道府県の実施状況、本県における事業の実施のあり方や課題等について意見交換を行っている。

近年、全国的な導入が急速に拡大しており、2024 年 7 月に名古屋市において救急電話相談のみを行う救急安心センター事業「救急安心センターなごや」が運用開始された。

こうした状況を踏まえ、愛知県全域において救急安心センター事業を導入する必要性や導入する場合の実施体制について検討会において効果的に議論を行うため、本業務において「救急安心センターなごや」事業実施データや全国の救急安心センター事業の現状調査及び住民アンケート等によって得られた情報について検討・整理・分析を行うことにより、愛知県全域における救急安心センター事業導入の効果や課題を明らかにし、導入する場合の最適な実施体制を提案することを目的とする。

2 業務内容

別添「救急安心センター事業（#7119）検討業務委託仕様書」のとおり

3 委託の方法

事業実施にあたっての企画提案を募集し、最も優れた企画提案者として選定された 1 者と業務仕様及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結する。

ただし、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとする。

なお、選定された受託候補者の業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

4 委託金額限度額

5,228,036 円以内とする（消費税及び地方消費税を含む）。

なお、契約保証金については、愛知県財務規則第 129 条の 2 の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則第 129 条の 3 第 3 号に該当する場合は、全額又は一部を免除する。

5 委託期間

契約の日から 2026 年 3 月 20 日（金）まで

6 応募資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 募集を開始した日から選定の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1（1）アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) 募集を開始した日から選定の日までの期間において、愛知県が発注する物品の

製造・販売、物品の買受け、役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

- (4) 企画提案書提出期限の時点において、物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿(令和6年度・令和7年度)の次の小分類にいずれも登録されている者であること。

業 務 (大分類)	03 役務の提供等
営業種目 (中分類)	07 調査委託
取扱内容 (小分類)	02 世論調査 07 総合研究所

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (6) 入札参加を希望する者の間に資本面・人事面で関係がない者であること。

7 応募方法等

(1) 企画提案書の提出

当事業の受託を希望される方は、別添2「企画提案書作成要領」により必要書類を作成し、持参又は郵送（配達証明に限る。）、宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）のいずれかにより提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 企画提案応募申込書（様式1）
- (イ) 企画提案書（様式自由）
- (ウ) 経費積算書（様式自由）
- (エ) 事業実施体制及び同種事業実績（様式2）
- (オ) 添付書類（提出者（団体）の概要が分かる資料）（様式自由）
- (カ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書※（様式3）

※ 応募要件ではありませんが、提出する場合は以下を添付してください。

- ・環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれか）の認証を受けていれば、その登録証又は認定書の写し
- ・自動車エコ事業所の認定を受けていれば、その認定証の写し
- ・あいち生物多様性企業認証の取得を受けていれば、その認証書の写し
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者法特定雇用率を達成していれば、その報告書の写し
- ・協力雇用主の登録を受けていれば、その証明書の写し
- ・保護観察対象者等の雇用をしていれば、その証明書の写し
- ・障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があれば、その調達実績の分かる書類
- ・あいち女性輝きカンパニーの認証を受けていれば、その認証書の写し
- ・女性の活躍促進宣言を提出していれば、その受理書の写し
- ・えるぼし認定・プラチナえるぼしの認定を受けていれば、その登録証の写し
- ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けていれば、その登録証の写し
- ・あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出していれば、その賛同書の写し

- ・くるみん・トライくるみん・プラチナくるみんの認定を受けていれば、基準適合一般事業主認定通知書の写し
- ・愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けていれば、その認定証の写し
- ・あいちエコモビリティライフ推進協議会へ加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けていれば、その加入証明書及び登録証の写し
- ・愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受けていれば、その登録証及び活動報告書の写し
- ・愛知県健康経営推進企業の登録を受けていれば、その証明書の写し
- ・取引適正化の推進として、パートナーシップ構築宣言の公表をしていれば、その宣言文

(キ) 情報セキュリティ対策に関する申告書

イ 提出部数

上記アの(イ)、(ウ)及び(エ)については、9部を、(ア)、(オ)、(カ)及び(キ)については1部提出とする。

ウ 提出期限及び方法

2025年5月23日(金)午後4時まで(必着)とし、郵送・宅配便の場合は提出期限の午前中に愛知県庁に必着のこと。

エ 提出先

愛知県防災安全局防災部消防保安課救急グループ
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

オ 情報公開の取扱い

提出のあった企画提案書については、次のとおり取り扱うものとする。

- ・採用となった企画提案書について行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき開示する。
- ・不採用となった企画提案書について行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき、応募者の意見を踏まえた上で、県が対応について判断する。

カ その他

- ・企画提案に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案書は返却しない。

(2) 応募に対する問合せ

企画提案書の作成及び業務委託内容に関する質問事項については、電子メールにより、2025年5月15日(木)午後5時まで受け付ける。消防保安課アドレス宛てに、件名を「救急安心センター事業(#7119) 検討業務に関する質問事項」として送信すること。

受け付けた質問は、個別に回答するほか、集約した質問事項の回答を、できる限り速やかにWebページに掲載する予定である。

(3) 守秘義務資料の配布及び企画提案にあたっての参考情報

愛知県が2009年度に実施した「愛知県救急安心センターモデル事業報告書」及び2025年4月に実施した「救急安心センター事業に関する検討会」の会議資料を守秘義務資料として配布する。

ア 配布申込方法

【様式4-1】～【様式4-2】に必要事項を記載のうえ、持参又は電子メールにより提出すること。

資料の配布方法については、提出時に伝達する。

イ 提出期間

2025年5月19日（月）17時（必着）

電子メールによる提出の場合は、件名欄に「【救急安心センター(#7119)検討業務】守秘義務資料」と記入し、電子メール送信後に必ず確認の電話をすること。

ウ 提出先

持参の場合は、7（1）エのとおり。

電子メールの場合は、shobohoan@pref.aichi.lg.jpあて送信すること。

エ 企画提案にあたっての参考情報

県内の救急搬送・医療の現状は以下のURLに掲載している。

➤ 愛知県の救急医療

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/0000047678.html>

➤ 愛知県消防年報（令和6年版）

<https://www.pref.aichi.jp/press-release/r06shouboutoukei.html>

➤ 救急安心センター事業（#7119）関連情報（総務省消防庁）

<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate006.html>

8 提案の審査・選定等

(1) 選定方法

ア 提出された企画提案については、県が設置する選定委員会において書面審査（一次審査）を行い、点数が高い上位5件についてプレゼンテーションによる審査（最終選定）を行う二段階方式とし、最優秀企画提案を1件選定する。

ただし、企画提案が5件以下の場合は、一次選定を実施せず、全ての企画提案についてプレゼンテーションで選定を行う。

イ 選定委員会は非公開とし、選定の経過等に関する問い合わせには応じないこととする。

(2) 二次（最終）選定（プレゼンテーション）

2025年5月末から6月初旬頃を予定しており、詳細は別途通知する。

(3) 審査基準

選定委員会において、以下の項目等について評価し、総合的な審査を行う。

ア 業務の実施体制

・業務の実施体制の適切さ、同種又は類似業務の実績

イ 業務全体の方針・進め方

・業務全体の方針、業務実施の工程・スケジュールの適切さ

ウ 業務の内容

エ 見積金額

・経費項目、見積金額の適切さ

オ 社会的価値の実現に資する取組

カ 情報セキュリティ対策

(4) 選定結果

選定結果については、全提案者に対して書面により通知する。

(5) 契約

選定委員会で選定された者と委託業務内容及び委託金額について協議の上、委託契約を締結する。

9 スケジュール（予定）

2025年

5月8日（木） 募集開始（県Webページ掲載）

5月15日(木)	質問締め切り
5月23日(金)	企画提案書提出期限
5月27日(火)	一次選定(書類)
5月末～6月初旬	二次(最終)選定(プレゼンテーション)
6月上旬	委託先決定～契約締結

10 その他留意事項

- (1) 企画提案の内容は、企画から事業完了に至るまでの一切の業務とし、できる限り具体的で、かつ確実に実施できるものであること。
- (2) 企画提案は、1事業者1案とする。
- (3) 企画提案書提出後の内容変更は、原則不可とする。
- (4) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。
- (5) 次のア～ウに該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合又は虚偽の内容が含まれていた場合若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が、業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合
- (6) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) 事業の実施にあたっては、採用された企画提案書の内容を協議の上、変更することがある。
- (8) 契約の成果物に関連して発生した著作権は、全て愛知県に帰属するものとする。また、納品された版下の使用权は、愛知県に帰属する。
- (9) 本件契約は、電子契約(立会人型電子契約サービスを利用して行う契約)又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。
- (10) この要領に定めるもののほか、選定実施に係る必要な事項は、愛知県が定めることとする。

11 問合せ先

愛知県防災安全局防災部消防保安課救急グループ

電話 052-954-7454 (ダイヤルイン)

FAX 052-954-6994

電子メール shobohoan@pref.aichi.lg.jp